

一般社団法人 みらい 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みらいと称する。
(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。
(目的)

第3条 当法人は、キリスト教の精神に基づき、謙虚に真理を追究し、公正を尊び、真の隣人愛をもって人と社会に進んで奉仕と世界の平和に貢献する人間形成を目的として、子どもの居場所づくりに関する事業や基礎学力向上のための事業を行なうことで、社会教育の推進を図り、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 地域子育て支援拠点事業に関する業務
2. 子どもの保育及び教育に関する支援事業
3. 児童福祉法に基づき小規模住居型児童養育事業
4. 介護福祉にかかる次の事業
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
 - (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援事業
 - (6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
 - (7) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
 - (8) 発達障がい児に対する学習支援事業
 - (9) 発達障がいに関する普及啓発事業
 - (10) 発達障がい児に関わる人材の育成事業
- (11) 学校等に対する発達障がいに関するサポート業
5. 就労継続支援A型にかかる次の事業
 - (1) 飲食店の経営
 - (2) 旅館・ホテルの経営
 - (3) クリーニング業務
6. 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならぬ。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 半年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 社員総会はすべての社員をもって構成する。定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。



(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、当法人に拠出した基金の口数と同数の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。理事2名以上5名以内。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞與其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年開始日の前日

までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章附則

(最初の事業年度)

第24条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第25条 当法人の設立時理事、設立時代理事は、次のとおりとする。

設立時理事	山本 恵
設立時理事	森嶋 裕子
設立時代理事	山之口 未義

(設立時社員の氏名及び住所)

第26条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。
住所 大阪市平野区長吉原東三丁目7番12号

設立時社員	山本 恵
住所	大阪市平野区長吉出戸五丁目四番1-301号
設立時社員	森嶋 裕子
住所	大阪市平野区瓜破東四丁目3番75号
設立時社員	山之口 未義

(法令の準拠)

第27条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(剰余金の不分配)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(剰余財産の帰属)

第31条 当法人が清算をする場合において有する剰余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。



以上、一般社団法人みらい設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 27年 9月1日



設立時社員



山本 恵

印



設立時社員



森嶋 裕子

印



設立時社員



山之内 未義

印



